

広島県告示第六百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十三年七月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
黒滝薬局	竹原市忠海中町二丁目一〇番六号	平成二十三年五月五日
松尾外科医院	大竹市南栄一丁目七番九号	平成二十三年五月三十一日
こまざわ小児科	東広島市西条町家七三七七番地	平成二十三年四月三〇日
ひまわり歯科	安芸郡海田町昭和町二番二八号	平成二十三年五月三十一日
ひまわり訪問看護ステーション	尾道市久保二丁目一五番一七号	平成二十一年三月三十一日